

第一 問1

1 裁判所との関係

裁判所は裁判上の自白について判決の基礎としなければならない（弁論主義第2テーゼ）、当事者は当該事実につき証明することを要しない（179条）ところ、X2の陳述は自白にあたるか。

(1) 自白の意義

裁判上の自白とは、相手方の主張を争わない当事者の意思の表明であり、口頭弁論又は弁論準備手続期日における相手方の主張する事実と一致する自己に不利益な事実の陳述でなければならない。

もっとも、間接事実の存否について裁判所を拘束すると、不自然な事実認定を強いることになり自由心証主義（247条）に反するため、自白の対象は主要事実に限られると解する。

(2) 規範的要件の主要事実

規範的要件については、その具体的内容を構成する事実の存否が争われ、その事実には法的評価がされる。したがって、攻撃防御の対象を明確にして、不意打ちを防止する観点から、主要事実は規範的要件を基礎づける評価根拠事実及び評価障害事実であると解する。

(3) あてはめ

YはXらにも過失があると主張しているところ、過失は注意義務違反という規範的要件である。そして、X2が第1回口頭弁論期日において陳述した「事件当時は（歩行者信号が）赤信号であった」ことは、Yの主張する事実と一致する、Xらの過失を基礎づける評価根拠事実であり、過失相殺（民法722条2項）の主要事実であるためX2に不利益となる。

したがって、X2の自白が認められる。

(4) 結論

よって、本件陳述について、裁判所は当事者の証明を要することなく判決の基礎としなければならない。

2 X1との関係

通常共同訴訟における共同訴訟人の一人の訴訟行為は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない（39条、共同訴訟人独立の原則）。

本件訴訟は、同一事故による複数被害者の損害賠償請求であり、訴訟物が同一の事実上の原因に基づくものであるため、通常共同訴訟にあたる（38条）。

よって、本件陳述は、X1にとって意味をもたない。

第二 問2

1 判断枠組み

控訴の利益について原判決より有利な判決を得る可能性があれば足りるという見解に立つと、不服申立ての範囲が広がりすぎて妥当ではない。そこで、原則として、申立事項と原判決主文を形式的に比較して判断すべきである（形式的不服説）。

ただし、原判決がそのまま確定するとなんらかの判決効により不利益を生じる場合にも、補完的に上訴の利益を認めるべきと解する。

2 あてはめ

(1) 申立事項

処分権主義(246条)により、原告が訴訟物を請求権の一部に設定することは許される。そして、被告への不意打ち防止の観点から、一部請求であると明示した場合に限り、訴訟物は明示された一部に限定される。

本件では、X1は損害額全体500万円のうち損害の費目(合計200万円)を明示して請求しているため、明示された一部が訴訟物となる。

(2) 原判決主文との比較

第1審判決は、X1が主張する損害の費目をいずれも認めて、200万円全額を認容している。そのため、申立事項と原判決主文を比較すると、X1に不利益はない。

(3) 別訴による救済の可否

では、原判決がそのまま確定するとなんらかの判決効により不利益を生じるか。

前述のとおり、本件では明示された一部が訴訟物となることから、別訴により介護費用を請求することは可能である。

また、一部請求で敗訴した原告の残部請求は信義則違反で許されないが、本件は一部請求が全部認容されているため、残部請求が制限される余地はない。

したがって、控訴して請求を拡張しなくても、別訴により十分な救済が可能であるため、原判決がそのまま確定してもX1に不利益はない。

3 結論

よって、X1は控訴することができない。